

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 27日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530051

研究課題名（和文） 国際法の履行確保制度の構築に関する国際立法過程モデル

研究課題名（英文） Model of international legislation process on the system for ensuring to implement international law

研究代表者

萬歳 寛之（BANZAI HIROYUKI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：10364811

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際法上の規範逸脱行為への対応を定めた国家責任法と条約制度の関係性を検討してきた。国家責任法の射程は、規範逸脱行為のうちでも、「賠償」責任の基礎となる「違反」に限定される一方、条約制度の射程は、賠償責任の発生を停止させつつ条約当事国間の制度的管理に委ねられる段階の「不遵守」等の規範逸脱行為に限定される。つまり、両者は、優先適用が問題となる特別法と一般法の関係ではなく、適用範囲の異なる「相互補完的關係」にあると評価できる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study has been to examine the relationship between the law of State responsibility and the treaty-regimes providing for the rules on the violations of the norms of international law. While the range of the law of State responsibility shall be limited to the “breach” which gives rise to the obligation of “reparation”, the *sui generis* regimes of multilateral treaties, such as “non-compliance” procedure in the conventions of environment, will be functioned at the stage of the institutional management within the treaty machinery that has the effect of ceasing to give rise to the obligation to make reparation. The relationship between the law of State responsibility and the treaty-regimes may be characterized, not as prevailing over the other, but as “complementary” through their mutual collaboration.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学 国際法学

キーワード：国家責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 「すべての国家のあらゆる活動に国際

法は規制力を有するか」という問題は、国際法学に通底する根本的な命題である。この命

題は、とくに、国際法上の規範逸脱行為があった場合に鮮明に認識されることになる。たとえば、核不拡散条約に違反する核開発や京都議定書の温室効果ガスの削減目標の不遵守など、昨今の主要な国際的課題をみても、この点は首肯できるであろう。

(2) 一般に、こうした課題に応えるのは国家責任制度であると考えられ、国際法上の責任制度の充実化によって国家の活動の合法性を確保しようとする国際立法の努力がなされてきた。その代表的な活動が、国連国際法委員会（以下、ILC）による「国際違法行為に対する国家の責任に関する条文」（以下、国家責任条文）の起草作業であった。ILCは、すべての国際違法行為に適用される一般的国家責任制度を構築するための国家責任条文を約40年の歳月をかけて完成させ、2001年に国連総会に提出した。しかし、国連総会は未だ国家責任条文の条約化について結論を出しておらず、結果として店晒しの状態にある。また、実際の国家実行においても、地球環境条約、軍縮・不拡散条約、人権条約等は、条約上の規範逸脱行為に対する独自の対応制度（環境条約上の不遵守手続など）を発展させてきており、そこでは責任の追及とは異なる対応が規定されている。このような条約制度と一般的国家責任制度との関係性については、議論に混乱がみられるため、両者の関係性について、明確な整理が行われることが求められている。この点が、本研究を開始しようと考えた背景事情である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、国際法の履行の実現における一般的国家責任制度の重要性を認識しつつ、国家責任法が適用される「射程」を特定することによって、個別の条約で採用されている独自の違反对応制度との競

合・調整のあり方を明確化することにある。そして、第二に、国家責任法と条約上の違反对応制度との競合・調整のあり方を明確にすることによって、これまで相互の関連性を意識せずバラバラに進められてきた国際立法過程の問題点を抽出し、国際法の規制力を十全に担保するための国際立法過程に関する今後の指針の提示を目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、国際法の規制力を担保できる国際法の履行の実現のための制度を検討するにあたり、二つの側面から考察する。第一は国家責任法の射程であり、第二は国際立法過程のモデルである。

(1) 第一の側面は、国際法違反事案に対して国家責任法が果たすべき機能を明確化することにより国家責任法の射程を特定する。その際、「国家性」を鍵概念としつつ、「国家一律平等型」と「国家の内実重視型」の制度に分けて検討を進める。

国家責任条文は「国家一律平等型」の制度に立脚している。すなわち、国家責任条文は、「すべての国家は国際法主体である以上、一律に責任能力を有している」という前提を措定している。これは、自決権概念の下で1960年代以降、伝統的国際法が前提としていた文明国—半主権国—無主地という階層性が否定されたことに由来する。そして、国家責任条文の起草作業が1963年にアゴア特別報告者の下で開始された時、個々の国家の責任能力を問わない客観責任主義を採用した背景には、この「国家性」概念の変化が深く関係している。

これに対し、個別の条約毎の違反对応制度は「国家の内実重視型」の制度を採用していることが多い。たとえば、環境条約上の義務を履行するための財政基盤のない国家に対しては義務の履行の延期を認めたとうえで、能

力構築 (capacity-building) をはかることによって履行を確保しようとする努力がなされている。また WTO 諸協定については、加盟国の一定程度の経済力と市場経済制度の採用が前提とされ、これらの条件が不十分な国には適用除外等が認められている。

こうした「国家一律平等型」と「国家の内実重視型」の制度が、どのようなかたちで並存・競合し、その調整にはいかなる方法が考えられるのかを実証的側面と理論的側面の双方から検討を加える。

(2) 第二の側面について、国家責任制度と条約毎の違反对応制度との競合は、解釈のみによって解決しうるものなのか慎重に考える必要があり、国際法制度を構築する際の「国際立法過程モデル」も検討していく必要がある。その際、「ILC—国連総会型」と「**多国間法交渉(multilateral legal negotiation)型**」の国際立法過程に分けて検討を行う。「ILC—国連総会型」の国際立法過程は、国家代表ではない ILC のメンバーによる学的な (scientific) 決定にもとづく法規の内容を、国家が政治的に受け入れるか否かを判断する過程である。その意味で、国家責任条文の将来の条約化は、国家による国家責任条文の政治的受入可能性にかかっている。しかし、国家責任条文の条約化の道筋は未だ見えていない。その一方で、「多国間法交渉型」の国際立法過程を通じて作成された環境条約などでは、国家は国家責任制度ではなく、不遵守手続などの独自の違反对応制度を採用するようになってきている。このように国家の規範意識はまさに国際立法過程の中に特徴的に現われてくるといえる。それゆえ、上述の検討を通じて、「多国間法交渉型」の条約作成過程を経てきた様々な違反对応制度と並存・調和しうる一般的国家責任制度を「ILC—国連総会型」の立法過程を通じて構

築できるのか、その可能性と限界を解明する。

4. 研究成果

これまで、ILC を通じて作成された国家責任条文 (2001 年) の批判的評価を中心に研究を進めてきた。

(1) 国際義務の「違反」

国家責任条文は、国家によるすべての国際法規範の逸脱行為をその射程に含めている。しかし、果たして国家責任法がこのような広範な射程を有しているかについて、諸国は懸念をもっており、国連総会において未だ条約化が決定されないのも、こうした懸念が背景にある。確かに、国家責任条文のいうように、国家責任法はすべての国際義務の「違反」に適用される。しかし、この「違反」はすべての規範逸脱行為を意味するのではなく、あくまで「賠償」責任を発生させる効果をもつものに限定されている。この点は、国際仲裁裁判所、常設国際司法裁判所、国際司法裁判所等の判決を検討しても確認できる。それゆえ、国家責任条文には、国家責任法の射程の捉え方に問題があると結論できるのである。

(2) 責任の法的帰結としての「賠償」

国際義務の違反にもとづいて発生した責任の解除義務を総称的に表す「賠償」概念は、固有の規則群から構成され、国際司法裁判所規程などの様々な条約を制度的基盤としつつ、外国人損害に関する事例だけでなく、多様な国際義務の違反にも対応する概念に発展してきた。裁判所は、賠償の認定にあたり、第一次的規則の性格と内容、国際義務違反の重大性、紛争の経緯と当事国の主張、国際義務違反によって発生した損害の程度などを総合的に勘案して、適切な責任解除のあり方を指示している。

確かに、原状回復、金銭賠償、満足といった賠償の形態はそれぞれ、固有の機能を果た

すようなかたちで適用される一方、賠償概念は全体として、予め措定された規則に従って機械的に結論を導くのではなく、賠償の認定過程において裁判所をはじめとする紛争解決の意思決定権者に紛争のあらゆる文脈を勘案して適切な紛争解決へと導くよう指示・命令する規則群から成り立っている。それゆえ、賠償概念は、損害の填補や合法性の回復といった二重の機能を果たすものであったとしても、ある紛争においていずれが優先されるかは、第一義的には違反のあった第一次的規則の内容と性格によるのであり、適用法規や紛争の文脈を離れた決定を許すものではない。換言すれば、賠償概念は、損害の填補も合法性の回復も排除せず、様々な機能を有する賠償の形態を組み合わせる責任国の完全な責任解除義務の内容を規定する、優れて柔軟な性格を有するものと評価できるのである。

現在では、国家責任条文のように、原状回復、金銭賠償、満足という伝統的な形態に加えて、中止や再発防止の確約と保障を別個に規定し、「賠償」というよりも、「回復」を目的とする新しい国際請求のあり方を模索する動きもある。責任解除義務の段階では、この新しい動向を必ずしも排除することなく国家責任法は発展してきているといえる。それゆえ、今後は、責任解除義務の制度と責任追及制度との体系的な整合性をはかりつつ、国家責任法全体の発展の方向性を考えていく必要があるといえるであろう。

(3) 条約の「不遵守」

たとえば地球環境条約の「不遵守」手続のように条約毎の規範逸脱行為への対応制度は、賠償とは異なる規範逸脱行為を問題とし、基本的に国家責任法の射程の外にある国家の行動・態度に適用されるものであることが分かった。なかでも、不遵守とは条約上の規

範逸脱行為への対応制度が有効に機能している場合、違反の法的効果の発生を停止させている状態を意味し、国家責任法上の違反とは異なる概念であり、したがって、その法的帰結にも相違が現れるのである。つまり、国家責任法と条約上の規範逸脱行為への対応制度が特別法として一般法である国家責任法に優先適用されるというよりも、両者は、それぞれ適用範囲が異なっている「相互補完的關係」にあるといえるのである。

こうした両者の関係性を適切に理解することは、国際法規範の遵守の実現のあり方に決定的な影響を与えるものと考えられ、今後は規範の性格の相違に着目した国際立法のあり方についても考察していくべきであるとの結論に達した。

(4) 国際立法過程モデル

この点は、本研究では今後の課題として残った。国家責任条文のような「ILC—国連総会型」は、条約草案から条約締結過程において示される国家による規範内容の政治的受入可能性が、いわゆる「条約の慣習法化」にとって決定的に重要な要素になるといえる。しかし、国家責任条文は、如上のような問題点を含んでいるがゆえに、いまだ国家による規範内容の政治的受入可能性を確保することができていない。

これに対し、「多国間法交渉型」は、慣習法化を直接には志向していないものの、国際社会の多くの国の受諾を目指した条約の締結を志向している。ここには、条約の限界性を認識しつつも、一般法＝慣習法という構図だけでは捉えきれない条約の締結現象が出てきている。これは、条約が、法律行為とみなされる一方で、法源とみなされてきたことと関係がある。確かに、条約を、義務の淵源ではなく、法源とみなすことには厳しい批判が存在する。それにもかかわらず、多くの学

説において、条約が慣習法と並んで法源の一種と考えられてきたことには、条約が契約類似の法的関係を作り出す役割に限定されないとの認識がその背後にある。それゆえ、多国間交渉型の立法過程モデルの特質を把握するためには、「法源としての条約」を再検討するという基礎的作業から取り組まなければならないことが見えてきた。この点を、今後の研究課題として、本研究を完全なものとして発展・結実させるようにしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

① 萬歳寛之 「国際責任法における賠償概念の特質」『早稲田法学』第 88 卷 2 号 (2013 年) 65-128 頁。

② 萬歳寛之 「国家責任法適用の基礎としての国家機能の性格—領域主権と『管轄又は管理』」早稲田大学法学研究科組織的な大学院教育改革推進プログラム『法学研究の基礎(法と権利)』(2011 年) 233-253 頁。

③ 萬歳寛之 「国家責任法における違法性判断の特質—『相当の注意』概念を素材として—」『早稲田法学』第 86 卷 2 号 (2011 年) 89-130 頁。

https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/35983/1/WasedaHogaku_86_2_Banzai.pdf

6. 研究組織

(1) 研究代表者

萬歳 寛之 (BANZAI HIROYUKI)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：10364811